



令和6年度 中学3年生対象 伊勢原支援学校 学校説明会

神奈川県立伊勢原支援学校

【学校説明会用資料】

令和7年度県立特別支援学校高等部（知的障害 教育部門）入学者選抜制度について

神奈川県教育委員会
特別支援教育課

■ 入学者選抜制度について

基本的な考え方

- (1) 多様な学びの場のしくみを推進していきます。
- (2) 特別支援学校高等部（知的障害教育部門）への入学を希望する者で、志願資格に該当する者は全員受け入れます。
- (3) ただし、志願が一部の学校に集中しないよう、在籍している学校と相談しながら、志願先の決定を支援していきます。

■ 入学者選抜制度について

志願資格《一次募集（前期選抜）》

次のすべての項目に該当する者です。

- ア 本人及び保護者（親権者又は後見人をいう。以下同じ。）が県内に居住する者です。
- イ 中学校、義務教育学校、特別支援学校中学部を卒業若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者、令和7年3月31日までに卒業又は修了する見込みの者、又はこれと同等以上の学力があると認められた者です。
- ウ 知的発達の遅滞の程度が（ア）又は（イ）のいずれかに該当する者
 - （ア）知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度の者です。（他に障害を併せ有する場合には、その障害の程度が軽度である者に限る。）
 - （イ）知的発達の遅滞の程度が（ア）に掲げる程度に達しない者のうち、社会生活への適応が著しく困難な者です。（他に障害を併せ有する場合には、その障害の程度が軽度である者に限る。）

■ 入学者選抜制度について

志願資格《一次募集（前期選抜）》

- エ 志願しようとする特別支援学校の指定地域、指定する施設又は調整地域に居住している者（各特別支援学校の指定地域、指定する施設及び調整地域は別表のとおりとする。）です。
- オ 特別支援学校で実施する一次募集（前期選抜）に係る「特別支援学校への志願資格を確認するための相談」を済ませた者です。
- カ 横浜市立日野中央高等特別支援学校、横浜市立二つ橋高等特別支援学校、横浜市立若葉台特別支援学校、又は川崎市立中央支援学校分教室の令和7年度入学者選抜の志願をしない者です。

■ 入学者選抜制度について

◎ 特別支援学校（知的障害教育部門）の対象者

学校教育法施行令第22条の3に該当する者が志願の対象となります。

LDや知的障害のないAD/HD及び自閉症等、いわゆる発達障害の者については、特別支援学校（知的障害教育部門）の対象ではありません。また、知的障害がなく、学習に遅れがあるというような理由では、特別支援学校（知的障害教育部門）を志願することはできません。

■ 入学者選抜制度について

指定地域と調整地域（伊志田分教室）



■ 入学者選抜までの流れについて

『学校を見る』
『学校を知る』

『行きたい
学校を考える』

・3回の調査→県に提出
・第2希望校まで書く

『特別支援学校に入る
ための条件の確認』

『この学校に行きたいと
いう気持ちの確認』

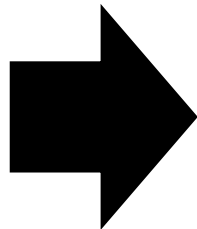
・希望する特別支援学
校を2校記載する(必
須)

『学力検査』

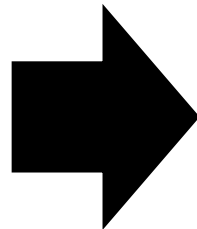
『体力・運動能力
検査』

『面接』など

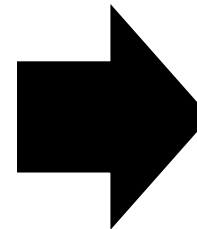
学校説明会



志願希望者調査

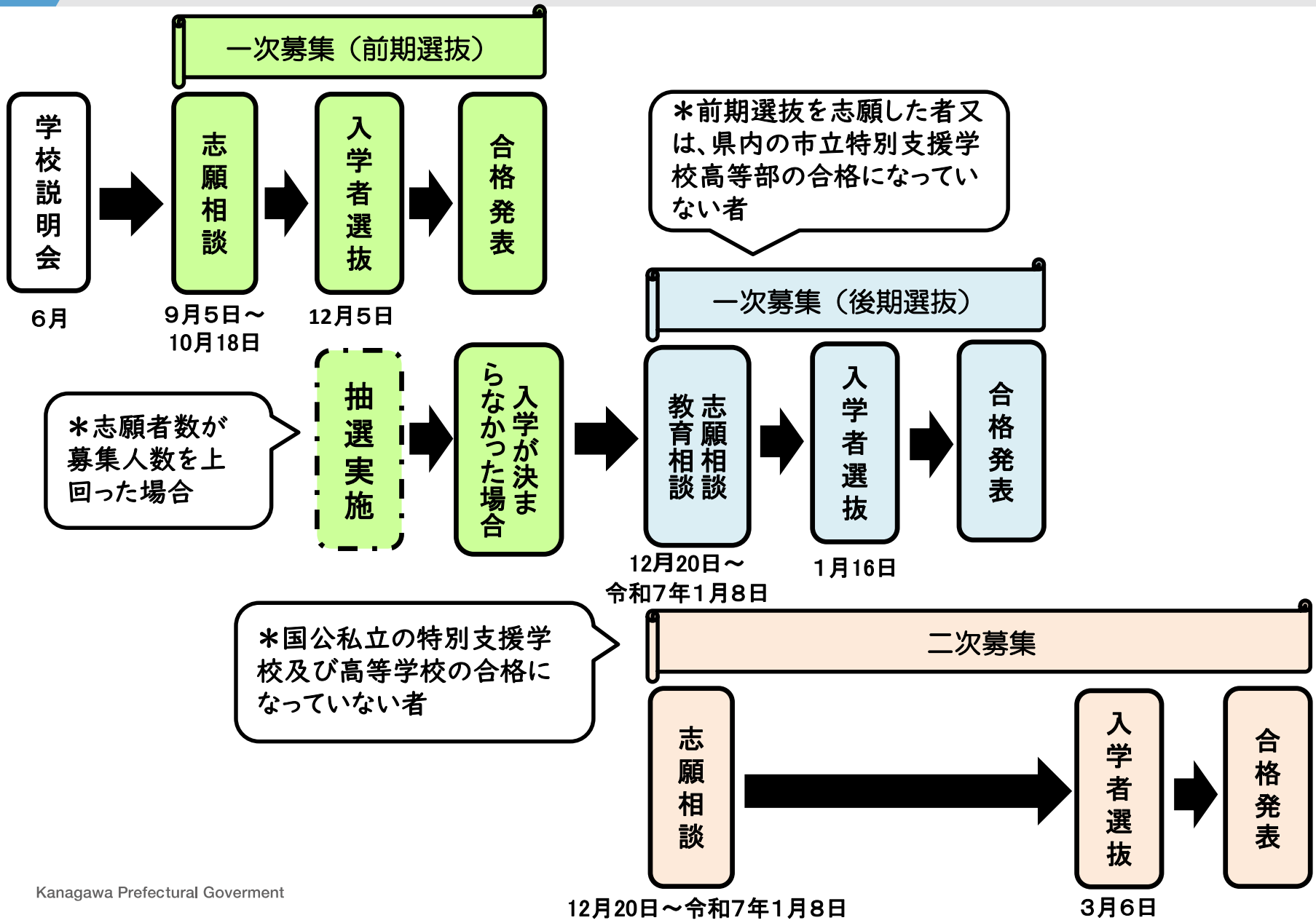


志願相談



入学者選抜

■入学者選抜までの流れについて(令和7年度入学者選抜)



【抽選の基本的な考え方】

- (1) 県立の特別支援学校高等部(知的障害部門)の入学者選抜の制度では、知的障害のある者で入学を希望する者は全員受け入れるという基本的な考え方から、志願が一部に集中しないように各特別支援学校で募集人数を定めています。
- (2) 志願者が募集人数を上回った場合に抽選を実施します。入学先が決まらなかった者は志願先を変更することになります。

【一次募集（前期選抜）の場合】

- ・基本的な考え方にに基づき、より支援が必要な者ができるだけ指定地域の近くの学校で学ぶことを目的とするため特例規定を定めています。

【特例規定】（本校のみ）

次に該当する受検者は、特例規定の対象となり、原則として抽選の対象にはなりません。

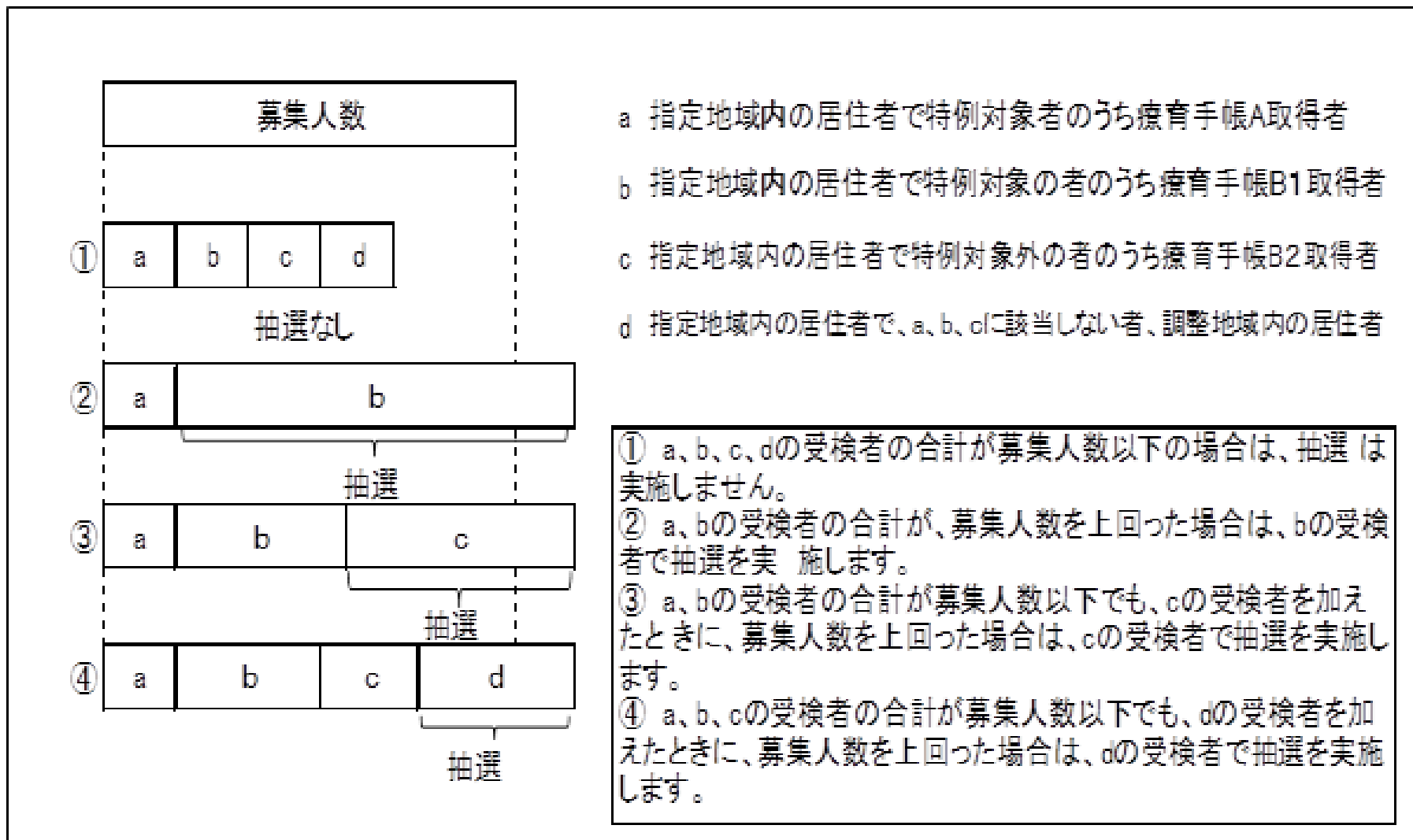
「指定地域」に居住する者若しくは「指定する施設」に入所している者又は入所が決まっている者のうち、療育手帳A1、A2及びB1の取得者。

ただし、療育手帳B1の取得者は、療育手帳A1、A2及びB1の取得者の総数が募集人数に満たない場合に限り、特例規定に該当することとします。

*県立特別支援学校分教室の受検者には、特例規定は該当しません。

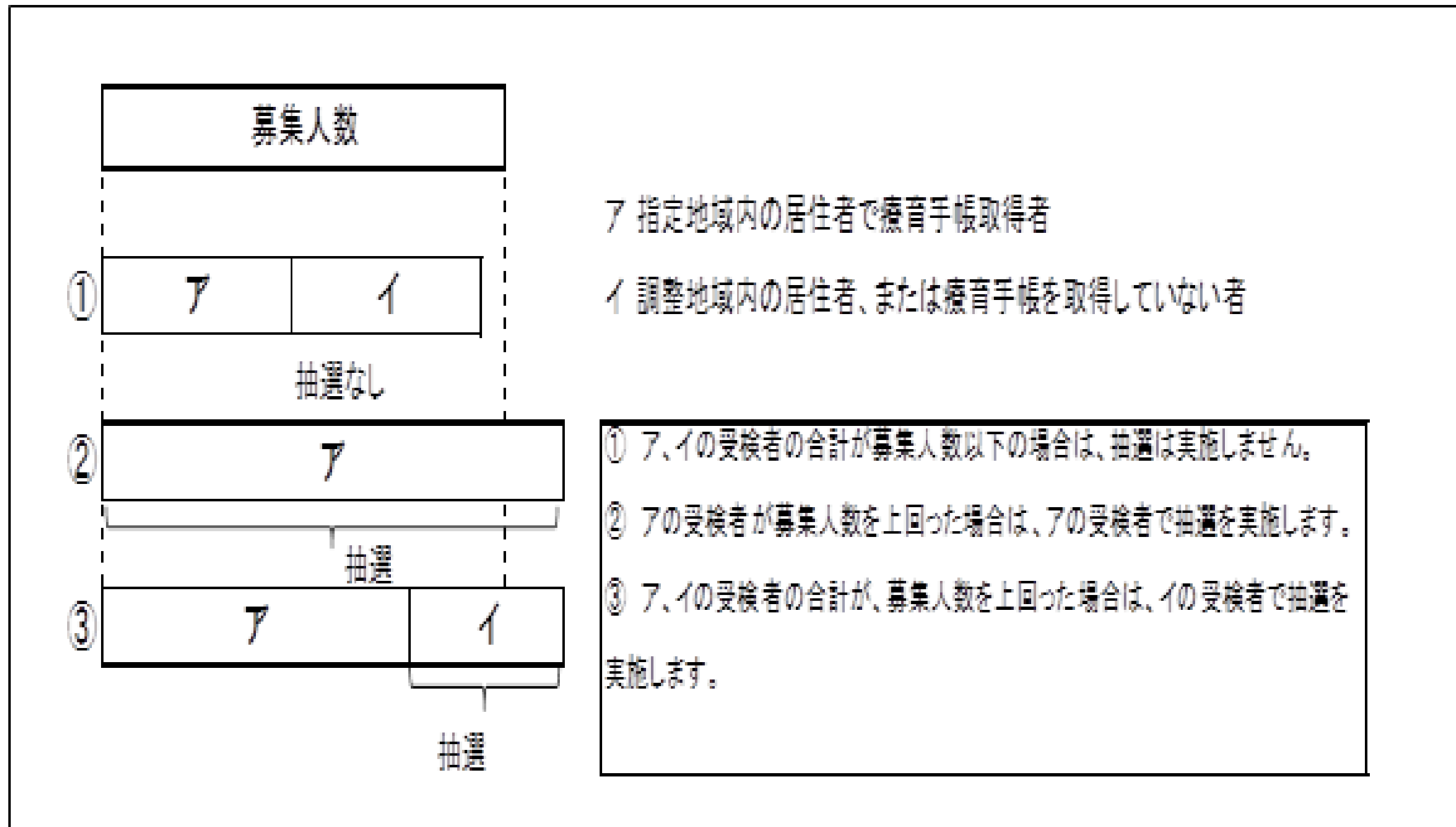
■一時募集(前期選抜) 志願者数が募集人数を上回った時の対応について (令和7年度入学者選抜)

■【県立特別支援学校本校及び小田原支援学校湯河原校舎の場合】



■一時募集(前期選抜) 志願者数が募集人数を上回った時の対応について (令和7年度入学者選抜)

■【県立特別支援学校分教室の場合】



県立特別支援学校分教室について

- 県立高等学校内で教育活動を展開しています。特別支援学校本校とは施設設備等の教育環境が異なることから、次の2項目を条件とします。
 - ①「集団活動中心の学習が可能であること（健康面・生活面で常時の配慮を必要としないこと）」
 - ②「自力通学が可能であること」
- 「集団活動中心の学習が可能であること（健康面・生活面で常時の配慮を必要としないこと）」、「自力通学が可能であること」の2項目を条件として「特別支援学校への志願資格を確認するための相談（志願相談）」時に志願資格を確認させていただきます。
- なお、給食がないので、昼食を用意させていただきます。